

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成26年3月19日(水) 13時30分～16時15分
■場 所	小田急仙台ビル 3階 会議室4
■出席委員	持田委員、永幡委員、風間委員、小森委員、松木委員、三上委員、溝田委員、安井委員、山口委員、山崎委員、山本委員
■欠席委員	武山委員、松八重委員、山田委員、横山委員
■事務局	佐藤環境部長兼環境企画課長、千葉環境対策課推進係長、川股環境都市推進課長、環境都市推進課環境調整係
■報告	(1) 仙台市新墓園建設事業（第2期）に係る事後調査報告書（第3回）案について (2) 仙台市荒井東土地区画整理事業に係る事後調査報告書（工事中第1回）案について
■事業者1	仙台市新墓園建設事業（第2期）事業者
■事業者2	仙台市荒井東土地区画整理事業 事業者
事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認
持田会長	【次第3 報告】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生息場所に関する事項があれば非公開とする。 →（各委員了承） 《署名委員の確認》 議事録署名 安井委員に依頼 →（安井委員了承）
持田会長	【次第3 報告1】 それでは報告に入る。 報告事項1は「仙台市新墓園建設事業（第2期）に係る事後調査報告書（第3回）案について」である。 それでは事務局から説明をお願いする。 仙台市新墓園建設事業（第2期）は、平成23年2月28日に評価書の公告を行った。 今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（第3回）の案について事業部局より報告する。
事務局	

事業者 1 持田会長 三上委員	(資料 1について説明) それでは、ご質問、ご意見をお願いする。 54 ページの九の森川の水生動物の生息状況について、保全目標は達成していると記載しているが、55 ページの表をみると評価書時点の確認種数が 55 種であったのに対し、事後調査では 35 種に減少した。保全目標を達成した理由として、種数は減ったが、調査場所の環境を指標する種は余り変化していないため、生息環境は変化していないことを挙げているが、そのような理由であれば初めから種数を比較する必要はない。また、そもそもこの調査方法が適切であったのかという話にもなる。やはり種数が減ったことは、問題だと思うので、この記載はもう少し検討して頂きたい。
事業者 1	確かに種数は減少したが、今回確認された種が生息する環境は、以前の環境と同様のものであるため、生息環境に大きな変化はなかったと判断した。この点について、調査を担当した委託業者よりさらなる説明をさせていただく。
事業者 1	確かに種数が減少しており、保全目標を達成したとした理由については問題があったと思う。記載を再度検討する。
持田会長	ただし、今回の調査は 1 日のみの調査であり、今回の調査だけで全てを判断するのは難しい。来年度予定している調査の結果も含めて考察を行い、改めて保全目標の達成状況について確認したいと考えている。
松木委員	種数が 55 種から 35 種に減ったことは大きな変化だが、それは 1 日だけの調査の結果であったため、本当に変化があったかどうかは分からぬと言つていいことになる。保全目標を評価するための調査方法が適当ではなかったのではないか。
事業者 1 風間委員	調査した季節等は評価書時点の調査と同じなのか。 季節は同じだが、1か月ほど違う。
事業者 1	正確な日付はいつか。事後調査は 4 月 12 日とある。 評価書時点の調査は 5 月 31 日である。1 か月半違うが、底生動物は出現期がずっと続くものと、春と夏の 2 回出現するものがある。事後調査に関しては、春に出現するものを対象として 4 月初めに調査を行った。
松木委員	場所の違いについてはどうか。
事業者 1	場所は概ね同じだが、河川の状況は降雨等により大分変わるので、完全に同じ場所ではないと思われる。
溝田委員	事後調査時点ではトビイロカゲロウやヒメシロカゲロウ、ヒメドロムシ等が全くなくなっているが、例えばヒメドロムシは、4 月の調査と 5 月の調査では、幼虫だったのか、さなぎだったのか、成虫だったのかというところが違っていたのではないか。そもそも調査時期が誤っていたのではないか。

	また、採取位置の若干の違いや天候の違いを、種数や科数の減少の理由に挙げているが、水生昆虫は陸上昆虫に比べ、天候等の影響を受けにくいと思う。その点についてはいかがか。
事業者 1	陸上昆虫に比べれば、天候等の影響は受けにくいと思うが、評価書時点の調査は平成 20 年に実施したものであり、今回の事後調査はそれから 5 年が経過している。そのため、河床の状況や砂礫の堆積状況等が恐らく変化しており、こういったことが結果に出たのだと思う。
溝田委員	コカゲロウ科の個体数が 157 から 876 に評価書時点から大きく増えているため、全体の個体数は増えているように見えるが、もしコカゲロウ科の個体数が評価書時点と同程度であったとすると、種数の減少のみならず、個体数も評価書時点の半分程度になっていた可能性もある。種数の減少や個体数の変化の状況を見ると、やはり何らかの形で影響を受けているように感じる。記載の仕方や解析の方法を検討する必要があると思う。
風間委員	来年度の調査は年に 1 回しかできないのか。融雪が始まる 4 月上旬と融雪が終わる 5 月下旬では、河川の状況が大分異なる。我々が実施している調査でも、4 月上旬と 5 月下旬では種数が全然違う結果が出ている。調査日が 1 か月も異なる調査結果を比較しても余り意味がないので、予算の関係等もあるだろうが、来年度調査をする時は 4 月上旬と 5 月下旬の 2 回実施をすると、きちんと状況が見えてくると思う。
事業者 1 持田会長	調査方法については、検討させていただく。 予算と言うことであれば、やって意味が無いことをやるのが一番問題である。評価書と比較することであれば、評価書と時期を合わせて、その年の天候に応じて調査期日を調整するというのが良いと思われる。
三上委員	猛禽類については全般的に分かりやすく書いてあり良いと思う。 77 ページの表では工事実施前と比べて出現回数が増加しており、保全目標は達成していると判断している。そのことに異論はないが、出現回数が増加した要因として、森林を切り開いたことで餌が取りやすくなつたためという可能性もある。また、森林を切り開いたことで調査時に視認できる範囲が広がり、確認できた回数が増えたという可能性もある。このような点についても考察し、報告書に記載してもらいたい。
事業者 1	調査時の視認範囲に関しては、資料編の 68, 69 ページに調査地点のパノラマ写真を掲載している。調査地点 MP 2 については、工事の実施前後で視界は全く変わっていない。調査地点 MP 1 については、上段の写真的中央付近に白く見えている部分が工事により改変した場所であるが、視野範囲はあまり変化していない。
三上委員	了解した。

永幡委員	<p>騒音に関して、まず39ページの等価騒音レベルの説明の記載が分かりにくい。振動のL_{10}の説明は正確に記載してあるので、等価騒音レベルの説明も正確に記載して欲しい。</p> <p>次に、42ページで線音源の距離減衰式を用いているが、これが正しいのか疑問である。車が沢山連なって走っているときには線音源とすることは結構だが、今回の調査では車両数が非常に少ないため、線音源とは言えず、点音源である。</p>
事業者1	<p>線音源と点音源の2種類の距離減衰式があることは承知していた。しかし、点音源よりも線音源の方が、数値が若干大きく出ることと、音源である車両は移動するため、止まっている状態を評価する点音源の式を用いて良いのかという懸念があったことから、線音源の式を用いた。</p>
永幡委員	<p>音源が沢山あると、波面がそろい線音源的に振る舞うため、線音源の式を用いることができるのであり、今回のように音源が少なくばらばらであれば適用はできない。予測では一台一台の車を点音源として計算していたはずだ。もちろん線音源で計算した方が数値は大きく出るので、安全側に立った値が出ているという意味では問題はないのだろうが、物理的に正しくない。さらに音源からの距離を15メートルの直線で計算しているが、墓域は音源より低い位置にあるので、回折が起こるのではないか。</p>
事業者1	<p>位置関係は43ページの図8-2-2に示すように、墓域が若干低くなっている、墓域にいる人の頭の位置が道路面くらいになる。</p>
永幡委員	<p>騒音は道路面から1.2メートルの高さで測定しているので、その点でも正しい推計にはなっていない。</p>
事業者1	<p>実際は、斜面を挟む分だけ距離も長くなり、回折等も起こるので、ご指摘のとおり、正しい推計にはなっていないと思う。</p>
永幡委員	<p>道路端で測定した時点で十分低い値になっており、保全対象である墓域では、その値より下がることは確かなのだから、間違った推定をするよりもその事実だけで十分ではないか。</p>
松木委員	<p>推計するのであれば、物理的に根拠のある計算をすべきだし、誰がみても納得できる評価ができるのであれば推計をしなくとも十分なのではないかと思う。</p> <p>32ページに、ワラ芝施工により盛土法面が安定した後に、コナラ表土を用いて在来生育種による緑化を行うとある。それは目標にかなっていると思うが、その方法に少し疑問がある。31ページによると、現在はクリーピングレッドフェスクの植被率が50~75%で最も高く、これは耐陰性も高く、長期間生育を続けるだらうとなっている。クリーピングレッドフェスクが完全に覆っている状態でコナラ表土をまいても、埋土種子が発芽することや根を伸ば</p>

	することは難しいと思うが、どのような手法を考えているのか。
事業者 1	クリーピングレッドフェスクを含め、現在生育している植物をまず根から1~2センチ程度まで刈り込み、その上に表土をかぶせることで、ワラ芝由來の外来植物の生育を抑制できるのではないかと考えている。表土の覆土厚については、現在、試験施工を実施しているので、その結果を検証して考えたい。
松木委員	埋土種子がすぐ発芽してある程度定着してしまえば問題はないが、草の上に土を薄く盛るということだと、雨が降ると流れてしまう可能性もあると思うので、表土をまく時期等は気をつける必要がある。試験施工を実施することは良いとは思うが、盛土法面の植生の再調査が平成35年度というのは遅過ぎると思う。途中で何が起こったかという過程が分からないと応用ができない。せめて5年程度の短いスパンで調査する必要があると思うがその点はいかがか。
事業者 1	評価書時点で、コナラ群落の表土を利用した盛土法面については平成35年度に確認調査を実施するとしていたので、本報告書でもそのように記載している。
松木委員	両端にもともとの法面と森があり、その間の谷の部分が盛土法面になっているのだが、その盛土法面に移植した400本程度の樹木によって森をつなげるようなイメージで考えている。いずれ、移植した樹木が大きくなると日陰ができるなどして、盛土法面の植生の状況は、例えばヨモギ等の現地の在来種で緑化したとしても、遷移してしまうのではないかということもあり、当初評価書に記載したとおりの平成35年度に調査するものとした。
事業者 1	まず表土を使用した盛土法面に危険な外来種等が繁茂したりせず、在来種がきちんと出てきているかどうかを確認することと、最終的に周辺の森とのつながりを持った形になっているかどうかを確認することを、きちんと分けて考えた方が良いと思う。両者は全くタイムスパンが違う話であるので、平成35年度に実施する調査とは別に、表土中の埋土種子がきちんと発芽しているかどうかを確認するための調査をもう少し短いスパンで実施すべきだと思う。
	当初は平成26年3月末で造成工事が完了し、その完了に合わせコナラ群落から採取した表土を散布する予定であったが、工事が若干遅れているため、まだ散布ができていない状態である。来年度中には表土の利活用を予定しているので、まずは試験施工で最も効果的な覆土厚を探りたい。盛土法面について、調査を実施するのは平成35年度を考えているが、今後、その他の項目調査で現地に行った際には、埋土種子の発芽状況等を確認し、状況に応じて有識者の方に相談をしながら進めていきたいと考えている。

松木委員	最低限、危険な侵略性外来種の侵入は無いか、埋土種子からの発芽状況はどうかの確認は毎年された方が良いと思う。
事業者 1	現地には我々も調査を委託しているコンサル業者もよく行っているので、その点については確認していきたいと考えている。
持田会長	その対応については、記載するのか。
事業者 1	検討させていただきたい。
松木委員	私の言っている調査とは、試験施工の結果を見るための調査なので、ここで言っている平成 35 年度に予定している調査とは別の調査になる。
事業者 1	平成 26 年度中に表土の利活用を予定しているので、試験施工の結果については、初夏に確認し、一番効果的な覆土厚を選定したいと考えている。
松木委員	了解した。 次に、資料 19 ページに「表土に埋土種子が含まれている場合は、コナラ群落に生育していた植物が発芽すると考えられる」とあるが、コナラ群落の表土に含まれる埋土種子には、コナラ群落になる前の、明るい環境であった頃に生育していた植物種の種子が非常に多い。そのため、コナラ群落の表土を明るい環境に蒔いた場合、コナラ群落に生育している植物とは全く異なる植物種が出てくる可能性が高い。それが普通の自然の姿なので、表土を利活用することについて異存はないが、あまりコナラ群落にこだわらない方が良い。コナラ群落と全く同じものが出てこなくとも、そこで焦る必要はないと思う。
事業者 1	盛土法面については、いずれは周辺の森のようになることを目指しているが、委員からもご指摘のあったとおり、それは中長期的な話になる。その前段階についても、できるだけ、現地在来種での緑化を考えており、まずは埋土種子が発芽することを目標としている。
山本委員	93~96 ページにかけて、温室効果ガスについての保全措置の実施状況について調査し、保全目標の評価をしているが、定性的な評価になっている。できる限り定量的な考え方をするように移行してきており概算で構わないでの定量的な記載ができないか。廃棄物及び資材の運搬車両、重機の稼働に係る温室効果ガス排出量や緑化による吸収量の増減等、概算できる項目が沢山あるように思える。いかがか。
持田会長	先生のご意見は、環境に配慮した結果、どの程度削減できたかを定量的に記載するということか。
山本委員	そうだ。今回の報告書でなくとも構ないので、例えば第 1 区工事が完了した時点で定量的な記載ができないか。

事業者 1	<p>緑化による吸収量については、次年度以降、緑化工事が全て終わった後に定量的に出すことは可能である。ただ、重機の稼働に係る排出量となると、重機の台数等は把握しているが、その稼働状況まで把握できるかどうかが分からない。また、当初の予測条件は、工事の詳細が決まる前の段階で、最悪のケースを想定して設定したものであるため、予測結果と実際の重機の稼働台数等を用いて出した結果とは大きな乖離が出てくると思う。</p>
環境部長	<p>山本委員のご指摘は、都市計画道路川内旗立線整備事業に係る事後調査報告書についていただいたご意見と同様のものだと受け止める。そちらの事業での取り扱いと合わせ、いただいたご意見への対応が可能かどうか事業者と相談したいと思う。</p>
持田会長	<p>今後、温室効果ガスについてはもう少し定量的に見ていくようにして欲しいということだ。</p> <p>それでは、この件については以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるよう配慮をお願いする。</p>
持田会長	<p>【次第 3 報告 2】</p> <p>次は、報告事項 2 の「仙台市荒井東土地区画整理事業に係る事後調査報告書（工事中第 1 回）案について」である。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>仙台市荒井東土地区画整理事業は、平成 21 年 9 月 1 日に評価書の公告を行った。</p> <p>今回は工事中の環境影響についての事後調査報告書（工事中第 1 回）の案について事業者より報告する。</p> <p>（資料 2 について説明）</p> <p>それでは、ご質問、ご意見をお願いする。</p>
事業者 2	
持田会長	
山崎委員	<p>170 ページの表 8.1-1 の事後調査結果の中に「ただし、降下ばいじんの測定地点は、防塵ネットの内側であるため」と記載があるが、$10.4 \text{ ton/km}^2/\text{月}$ という高い値が出ている測定地点④と防塵ネットの位置関係がよく分からぬ。防塵ネットは測定地点④と西側の民家の間にあるのか。</p>
事業者 2	<p>はい。</p>
山崎委員	<p>この測定地点④で $10.4 \text{ ton/km}^2/\text{月}$ という値が出たことに関して、48 ページで「4 月 3 日夕方から 5 時間にわたり、南南西の風があり、砂ぼこり等が多く飛んだため」と記載しているが、測定値に対してこの 5 時間の風の寄与はどの程度なのか。</p> <p>測定地点④の値は、風向き等により予測した最大濃度着地点における測定結果よりはるかに高い値が出来てしまっている。気象調査結果によれば、西北西等の西よりの風が多いので、測定地点④は本来高い値が出る場所ではない</p>

	と思うが、実際には高い値が測定されている。その辺をきちんと解析して評価して欲しい。
事業者2	51ページに組合事務所の屋根の上で風向・風速計をつけて観測した風向・風速階級4以上の月別出現頻度を示している。これは平成23年2月から平成24年4月までの測定結果だが、西北西の風が89時間と卓越している。この測定結果と測定地点④と現場の位置関係をみると、5時間の寄与率はあまり高くはなかったと考えられる。
持田会長	測定地点④の西側は民家があるので、東からの風が吹くと大きな影響がある。ここで保全目標である10ton/km ² /月を超える値が出るのはやはり問題である。可能であれば、防塵ネットの外側で測定し、きちんと値が下がっていることを確認することが必要なのではないか。防塵ネットは、事業区域の境界には全て設置されているのか。
事業者2	防塵ネットは建物のあるところに断続的に設置している。
持田会長	そうすると、あとは防塵ネットの高さや効果の範囲等の問題である。西側民家への影響の低減という観点で、この辺りはどうか。
山崎委員	強風時の作業中止や散水の徹底といったことは当然きちんと実施する必要がある。
事業者2	防塵ネットの外側での測定となると、民地の中に機材を置かなくてはならず、防塵ネットの内側での測定とせざるを得なかった。
山崎委員	やはり工事現場内の数値よりも、人が住んでいるところでの数値が大事だと思うので、もし民家の方のご協力が得られるのであれば、防塵ネットの外側で測定することが望ましいと思う。
持田会長	あとは、現場で、風速だけでなく風向もみて、東からの風が吹いているときには少し注意していただく必要がある。
三上委員	鳥類について、116ページの分類が古いものなので新しいものに直して欲しい。
	次に、動物の事後調査結果についての最終的なまとめとして、198ページに「津波による影響もあり、事業の実施による影響は不明であることから、現段階では追加の環境保全措置は実施しない方針とする」と記載している。また183ページ以降の個別の種についての評価全般に関して、事後調査で観察された種は、本事業が本種に及ぼした影響は小さいとしている。一方、観察されなかった種は、津波による影響が考えられるため本事業が本種に及ぼした影響は分からぬとしている。津波があったため影響は分からぬとするのは問題があると思うし、事業による影響は不明であるから環境保全措置は実施しないという結論は、初めから環境保全措置を避けているような印象を受ける。評価が非常に難しいことは分かるし、津波により普通の工事の影

	響より大きな影響があったことは間違いない。しかし、津波の影響があつたので事業による影響は分からぬが、今回調査した限りではこういう状況だつた、というようにしなければ読み手は納得できないと思う。それから、供用後は、例えば水田に生息していた動物等がいなくなってしまう訳なので、そのことに対して、何の影響か分からぬから環境保全措置は実施しないとするよりも、もう一步踏み込んだ意見が欲しい。
事業者2	猛禽類に関しては、工事前の確認が、事業区域の東側の仙台東部道路の土手や水田での確認であり、事業区域の水田では通過個体を見た程度であった。今回の事後調査では事業区域東側での確認ができず、こちらの地域は、津波で大きく環境が改変されていたため、餌動物等が得られなかつたということが影響したのではないかと推測された。また環境保全措置については、猛禽類の場合は、「猛禽類の保護の進め方」等を見ても、営巣の兆候等があつて、それに対して事業者としてどう対応していくかということが主な取り組みとされているので、本事業のように、営巣場所がないような地域での対応が難しい面がある。
三上委員	そういうことを記載すれば良いと思う。事業区域からはずれた東側でよく見られていたが、津波によって東側の環境が改変されたため、確認されなくなつた可能性があること、それから、事業区域はそもそも繁殖地ではないため、採餌場所としての利用という点では影響がなかつたとは言えないが、本事業によって繁殖が大きく阻害されたとは考えにくいということを記載すれば良い。今の記載では、何もかも不明であるとなつてゐる。
事業者2	了解した。
永幡委員	騒音・振動について、61ページの表7.2-8で目視による現地記録から判断して除外すべき音、あるいは振動の処理をしたとあるがこれはどういうことか。
事業者2	測定時に、例えば救急車の音やヘリコプターの音が出たときにメーターを確認し、それを除外するというような処理をしている。
永幡委員	要するに、何か特別な音が出たときの時間帯を現地で確認して除いたということか。
事業者2	はい。
永幡委員	了解した。次に、同表に10分ごとに L_5 を求め、それを平均してとあるが、 L_5 は平均しても L_5 にならない。 L_{10} も同様である。これは誤りなので、データを確認し、正しく計算し直す必要がある。
事業者2	それから、12ページの5.1.3に関して、仙台東部道路から復興公営住宅への騒音問題については、かなり気にしているのだが、どうなつてゐるのか。組合としては復興公営住宅の用地を提供しているが、復興公営住宅自体の

	事業主体は仙台市になっている。騒音問題については、現在、組合、仙台市、それから道路を管理する NEXCO とで協議を進めており、新年度早々に、騒音対策に着手し進めていくというところまで来ている。次回の報告の段階で、その結果について報告させていただきたい。
永幡委員	わかった。
風間委員	水質について確認したい。175 ページで、No.2 地点の浮遊物質量の測定結果が 240mg/L であったことへの対策として、釜場を大きくしており、今後は、整備される雨水貯留施設に流れるようになるので問題はないだろうという話をしていた。71 ページの図を見ると、工事中の排水はそのまま東側に抜けていくようにみえるが、今後は雨水貯留施設につながるということで良いか。
事業者 2	はい。協議により、工事中は、仙台東部道路の下をくぐって東側に排水することになっているが、雨水貯留施設の完成後は、事業区域内の雨水は全て、雨水貯留施設に一旦集められ、今後仙台市で整備する東部排水路に流下することになる。
風間委員	わかった。そうすると予測の条件が全く変わってくる。No. 1, No. 2, No. 3 を経由する各排水路により東側に排水していたのが、雨水貯留施設 1 箇所に集められ、そこから排水されることになるので、予測をやり直す必要があるのではないか。
事業者 2	仙台市が整備する雨水排水路については、本事業の工事の段階ではまだ完成していない状態のため、予測の条件どおり工事中は雨水貯留施設より東側に排水することになっている。
風間委員	それでは、雨水貯留施設に排水するようになった後については改めて予測する必要はないか。1 箇所にまとめて処理をすることになる上に、この雨水貯留施設の確率年は 1/1 となっているので、処理能力を超過して予測以上の土砂が出ることになるのではと思うのだが、いかがか。
事業者 2	雨水貯留施設ができれば、きちんと処理されると考えられる。また、工事中は現場が裸地の状態であったが、造成が終われば濁水は発生しないと考える。
持田会長	今回は水質に関して工事の影響をみているということだが、供用後の影響は見なくて良いのか。
事業者 2	浮遊物質量を確認する必要があるのは、事業区域内で土が乱された状態となる工事中である。供用後は浮遊物質量による影響はない想定している。
風間委員	わかった。
	それではもう 1 点。No. 2 地点の浮遊物質量の測定結果が 240mg/L であったので、釜場を大きくしたという話があったが、実際にどの程度大きくして、どの程度効果があったのか。

事業者2	正確な大きさは分からぬが 1.2 倍程度大きくした。効果の検証まではしていない。
風間委員	その程度の拡張では、対応した、とは言えないと思うのだがいかがか。
事業者2	事業区域は東西の幅がないので、あまり大きな釜場にはできなかつたが、流末とその手前にと、2段階にはしていたと思う。
風間委員	1.2倍というのは流末の釜場とその手前の釜場、それぞれを1.2倍にしたということか。
事業者2	正確には分からぬが、1つの釜場は1.2倍程度にした。段階的に工事を進めており、その状況に合わせて適宜、釜場を設けるということはしていた。
風間委員	効果は薄いように感じる。
持田会長	まず、175ページの表8.3-2にあるように、1回目の測定ではNo.2で170mg/Lという値が出たので、釜場を設置した。その後2回目の測定でもまたNo.2で240mg/Lという値が出た。釜場を設置したにも関わらず、170から240に増えているので、あまり釜場は機能していないように見える。そうすると、2回目の測定後に釜場を1.2倍にしたところで、あまり効果はないのではないか。
風間委員	具体的にどのくらい効果があったのか、可能な範囲で検証してもらいたかった。
事業者2	深く掘りこむことは難しい場所であったので、既存の釜場を拡張するという現場での対応となっており、定量的な効果の検証までは至っていなかつた。
持田会長	少なくとも、どの程度釜場を大きくしたかということは明記すべきだ。
永幡委員	釜場を大きくするという作業をしたのだから、その後に効果の検証は必要なのではないか。騒音等では、何か保全措置を実施したらその後、検証することが普通である。
事業者2	調査には降雨強度、降雨継続時間、降雨時間帯など降雨量の条件があり、ちょうど良いタイミングで調査ができなかつた面があった。
風間委員	釜場にたまつた土砂量を見れば効果は分かるとは思うが、恐らくほとんど効果はないと思う。
安井委員	震災により、市営住宅が復興公営住宅に変更になり、平成26年4月から供用され、当初より供用のタイミングが早くなっている。そのことにより事後調査に何か変更はあったのか。
事業者2	通常は、事業者である組合が把握するのは造成工事の影響だが、そこに、復興公営住宅の建築工事の影響が入っている。しかし、影響は分類できないので、実際の事後調査の測定等について、変更することは現時点では考えていない。
安井委員	通常であれば事業が終わった後に建築工事をするはずだったのではない

	か。
事業者 2	評価書時点ではいつ建築工事に入るかということは決まっていなかった。また、土地区画整理事業の場合は、組合が許可を出せば地権者の方が家を建てることも可能であり、インフラが整備されれば住むことも可能である。
持田会長	今回、まだ造成工事が終わっていない状態で、復興公営住宅が供用され人が住み始めるということなので、この場合、復興公営住宅に対する影響をみなくとも良いのか。気になる項目があれば測定してみるということがあっても良いかもしれない。
小森委員	事業区域内に建築される建築物について、環境影響評価手続きが必要なものはないのか。
持田会長	環境影響評価が必要なものはないだろう。
安井委員	環境影響評価は必要なくても、工事現場の中に住むような形になってしまふ。
環境部長	事業者に、復興公営住宅への影響についても見るよう、というところまでは言えないが、このようなご意見があったことについては、復興公営住宅の整備を所管している部署に伝え、入居される方の生活環境について考えてもらうようにしたいと思う。
持田会長	復興公営住宅はもう事業区域の外側だと考えて、測定地点等を増やすことを検討したり、可能な限り影響を避けるよう気をつけて工事を進めてもらいたい。しかし、この復興公営住宅の住環境の保全というのは、本事業の環境影響評価ではなく、復興公営住宅を建てる部署で考えるべきだということだ。
安井委員	組合の責任ではないということか。
環境部長	事業計画を仙台市の事業に合わせもらっているということもあり、区画整理事業期間中における復興公営住宅の住環境の保全については、まずは仙台市の担当部署で考えていくことが基本だと思う。
安井委員	ちなみに復興公営住宅の戸数はいくつなのか。
事業者 2	4月に入居開始になる第1期が197戸で、第2期が100戸の計300戸近い戸数となる。
安井委員	本来ならば、生活する人がゼロの状態で工事が進むところを、今回、200戸数、人数にすると400～500人程度の人が生活しているところで工事が進むことになる。
山本委員	その話に少し関連して。温室効果ガスについて、土地区画整理事業の場合は、どのような建築物が建つかがある程度分かっている場合は、温室効果ガスの排出量を計算した方が良い。宮城県の土地区画整理事業でも、建築物を建てる際に排出される温室効果ガスと供用後に生活する人が排出する温室効果ガスを概算することとなった。算出根拠となる数値もあるので、検討し

持田会長	て欲しい。 供用後の生活する人が排出する温室効果ガスについては、もともと別の場所に住んでいて、そこから排出されていたものが単にこの場所に集まってきたということになるが、やはり必要なのか。
山本委員	場所が動いただけだとしても、例えば住居様式が変わったり、車を持つか持たないかが変わったりと、色々な要因があるので、一応は出しておくべきだと思う。そういう要因についても着目すれば、どの位低減されたかという評価にもつながる。 今まで温室効果ガスについては、余程のことがない限り問題ないのでは、という扱いであったが、このままだと 21 世紀末には気温が 6~7 度上昇するという状況なので、可能な範囲で概算することを検討して欲しい。
持田会長	一つ前の議論でも山本委員が意見を述べられていたが、温室効果ガスについては、全般的にもう少し強化していただきたいということだ。
山本委員	最後に具体的な話だが、169 ページに建設機械の稼働状況が記載されているが、使用機種についても着目して、通常の建設機械を使った場合と環境保全型の建設機械を使用した場合を比べ、どの程度の低減効果があったかという評価もあると良いかと思うので検討されたい。
持田会長	この件は以上とする。本日の質問、意見を事後調査報告書の作成にできる限り反映させるよう配慮をお願いする。
事務局	【次第 4 事務連絡】 ・追加意見の聴取 本日審議した事業について追加意見 3 月 26 日(水)夕方 5 時まで ・次回審査会 後日、日程調整のご協力をお願いする
事務局	【次第 5 その他】 特になし
事務局	【次第 6 閉会】 《審査会終了》

平成 26 年 5 月 23 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

持田 哲



仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

安井 セイ子

